

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 12 月 3 日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦  
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

## 定期監査結果報告書

### 1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

### 2. 監査等の対象

教育委員会教育部全課、塩竈市立第三小学校及び塩竈市立玉川小学校の財務に関する事務及びその他の事務（令和 5 年度の定期監査時から令和 6 年度の定期監査時まで実施したもの）

### 3. 監査等の着眼点

令和 6 年度監査実施方針に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

### 4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

### 5. 監査等の実施場所及び日程

対象課内及び学校施設内、令和 6 年 10 月 1 日(火)～同年 10 月 16 日(水)

## 6. 監査等の結果

財務に関する事務、並びに事務事業については、概ね適正に執行されていると認められた。

契約状況については、提出された資料に基づく契約件数が 143 件であり、その内訳は、一般競争入札が 11 件、指名競争入札が 42 件、随意契約が 90 件であった。随意契約については、地方自治法施行令による契約が前年度と比較すると 1 件増の 19 件、市契約規則に基づく少額随意契約は、前年度と比較すると、小中学校の情報ネットワーク環境設備増設工事、エアコン増設・空調設備工事等の減、社会教育施設の管理運営を指定管理者へ移行したことで事務用機器及び公用車の賃貸借契約が減となったこと等により、41 件減の 71 件であった。なお、71 件のうち 1 者見積の件数は 22 件、割合は 31.0% であり、前年度から 3.3 ポイント増加している。

今後も事業の性質・内容等から競争入札や 2 者以上からの見積が可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。また、工事予算の執行に一部遅れが見られるので、計画的な予算執行となるよう、より一層取り組まれたい。

また、支払事務やサービスに関しては日付の記入漏れなどの単純ミスが見受けられたが、一方では部内各課、学校から提出される書類について、提出状況が確認できる書類を作成し、事務処理の漏れを防ぐ取り組みが見られた。更に、年次有給休暇簿について、勤務時間及び休暇取得目安と休暇届を見開きになるよう綴り、年休取得時間の記載誤りを防ぐ工夫も見られた。今後もこのような取り組みを継続してほしい。